

キャッシュレス・消費者還元事業 終了に向けたご留意事項・FAQ

本事業は2020年6月30日（火）をもちまして終了となります。

弊社においては、**6月30日（火）23:00までに「クロネコwebコレクト」クレジットカード払いにて『売上確定』（送り状番号の登録と商品の発送情報が必要）**となったご注文情報が本事業の対象となります。

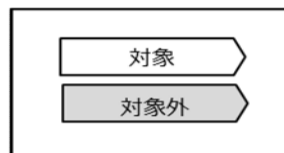
（ただし、これ以降、金額変更や取消を行った場合は対象外となりますので、ご注意ください）

（6月30日の23:01以降、30日中に『売上確定』になったご注文情報は、「クロネコwebコレクト」において6月30日分のご精算対象となりますが、本事業の対象にはなりません。）

**本事業の対象は、「クロネコwebコレクト」クレジットカード払いにおいて
6月30日（火）23:00までに「売上確定」となったご注文情報となります。
そのため、ご購入者様の決済のほか、6月30日（火）23:00までに、
送り状番号の登録 と 商品の発送情報 が必須となります。**

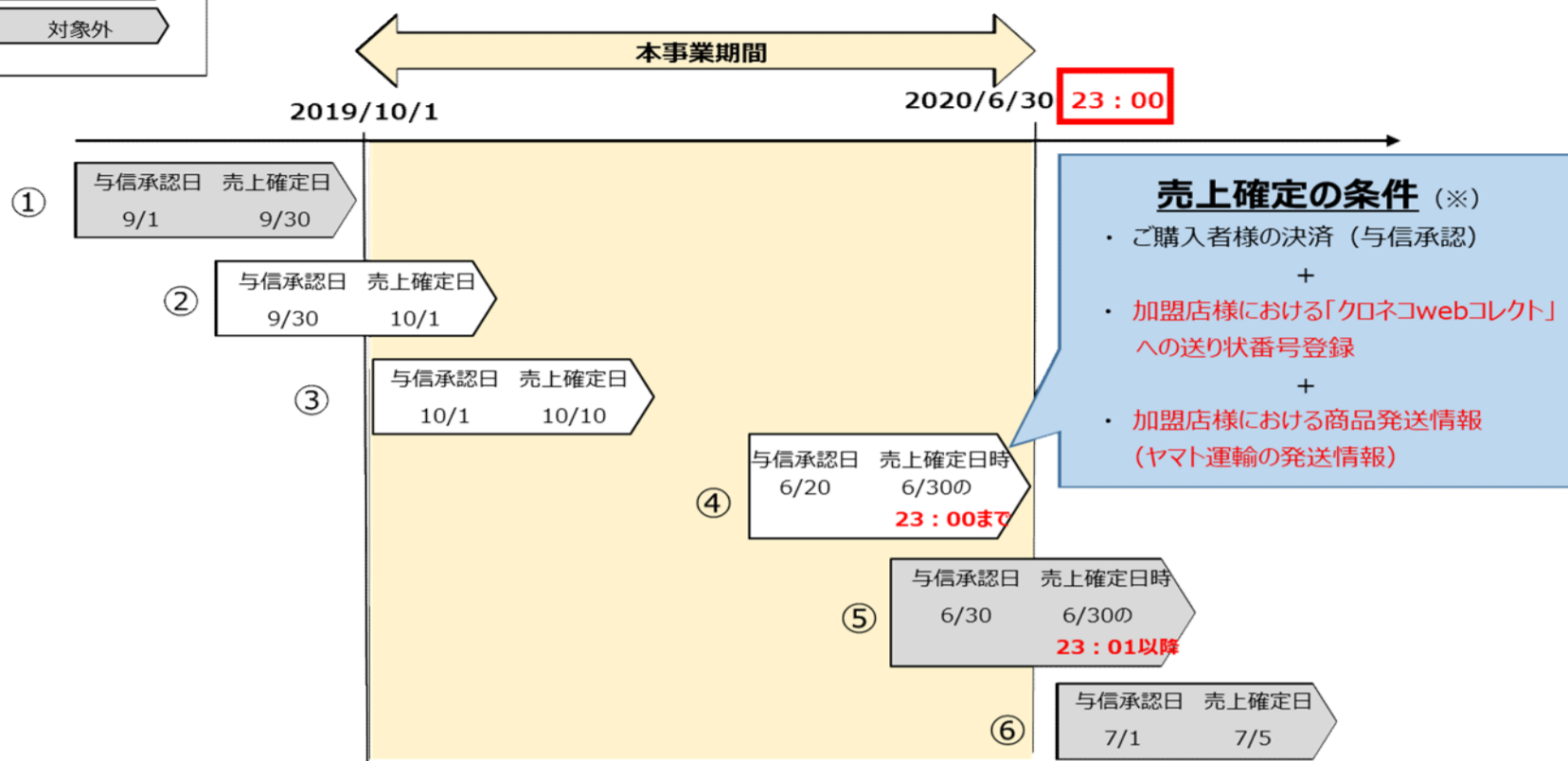
（6月30日の23:01以降、30日中に『売上確定』になったご注文情報は、「クロネコwebコレクト」において6月分のご精算対象となりますが、本事業対象とはなりません。）

【本事業対象の整理】



下図①⑤⑥は対象外となります。

また、④の後に金額変更や取消が発生した場合も対象外となり、補助額をご返金いただきます。



※…【他社配送】をご契約中の加盟店様：「クロネコwebコレクト」にて送り状番号を登録していただく必要があります。
【非物流】 をご契約中の加盟店様：「クロネコwebコレクト」にて売上確定にチェックを入れていただく必要があります。

本事業終了に向けたFAQ

NO	カテゴリ	ご質問	回答
1	本事業の対象	6月30日中に、ご購入者様に決済を行っていただければ、本事業の対象になりますか。	対象になりません。ご購入者様の決済のほか、 23:00までに加盟店様における『クロネコwebコレクト』への送り状番号の登録と、商品発送情報が必要 となります。 なお、23:01以降、「クロネコwebコレクト」にて売上確定になった場合、6月分のご精算対象となりますが、本事業の対象外となります。
2	本事業の対象	6月30日中に、送り状番号の登録までしておけば、本事業の対象になりますか。	対象になりません。 23:00までに加盟店様における『クロネコwebコレクト』への送り状番号の登録と、商品発送情報が必要 となります。 なお、23:01以降、「クロネコwebコレクト」にて売上確定になった場合、6月分のご精算対象となりますが、本事業の対象外となります。
3	本事業の対象	6月30日中に、ご購入者様にメール依頼にて決済の依頼のメールを送付しておけば、本事業の対象になりますか。	対象になりません。ご購入者様の決済のほか、 23:00までに加盟店様における『クロネコwebコレクト』への送り状番号の登録と、商品発送情報が必要 となります。 なお、23:01以降、「クロネコwebコレクト」にて売上確定になった場合、6月分のご精算対象となりますが、本事業の対象外となります。
4	本事業の対象	6月30日23:00までに売上確定（『クロネコwebコレクト』への送り状番号の登録と商品発送情報の紐づけ完了）となるようにしたが、加盟店手数料補助がない。どうなっていますか。	6月30日23:00までに売上確定 になっても、その後金額変更や取消を行われた場合は、本事業対象外となります。
5	本事業の対象	「クロネコwebコレクト」上、6月30日の「売上確定」になっているにも関わらず、補助金の入金がない。これは何故でしょうか。	6月30日に売上確定となっても、23:01以降に売上確定になったご注文情報については、本事業対象外となります。 ご購入者様へのポイント還元もなされません。ただし、「クロネコwebコレクト」における6月分のご精算対象となります。
6	金額変更	6月30日23:00までに売上確定（『クロネコwebコレクト』への送り状番号の登録と商品発送）となるようにしたが、その後、金額変更をした。手数料はどうなりますか。	本事業対象外となり、変更後の金額に対して本事業適用開始前の手数料率がかかります。また、一度加盟店手数料補助がご精算されていた場合、後日返金していただくこととなります（ご精算時に差し引かせていただきます。）。ご購入者様へのポイント還元も取消されます。
7	取消	6月30日23:00までに売上確定（『クロネコwebコレクト』への送り状番号の登録と商品発送）となるようにしたが、その後、取消をした。加盟店補助手数料やご購入者様へのポイント還元はどうなりますか。	本事業対象外となり、加盟店手数料補助やポイント還元はなされません。また、一度加盟店手数料補助がご精算されていた場合、後日返金していただくこととなります（ご精算時に差し引かせていただきます。）。ご購入者様へのポイント還元も取消されます。
8	ご購入者様からのお問合せ	ご購入者様からポイント還元されていない、とのお問合せがありました。どうなっていますか。	6月30日23:00までに加盟店様における『クロネコwebコレクト』への送り状番号の登録と、商品発送情報が反映 していない場合、本事業対象外となり、ポイント還元もございません。もし完了されている場合、恐れ入りますが、ご購入者様のご決済されたカードの発行会社様にお問合せいただきますよう、お願いいたします。
9	デビットカード	デビットカードで6月30日中に決済をすれば、ご購入者様はポイント還元を受けられますか。	受けられません。決済のほか、 23:00までに加盟店様での『クロネコwebコレクト』への送り状番号の登録と、商品発送情報が必要 となります。
10	加盟店手数料	加盟店手数料率はいつから本事業が始まる前のものに戻りますか。	7月1日以降、売上確定となったご注文情報より、本事業適用開始前の手数料率に戻ります。
11	その他	他の決済代行会社では、「キャッシュレス還元・消費者還元制度は、2020年6月30日(火)23:59を以って終了となります。還元対象で購入した場合でも、ショップからの配送が7月29日(水)までに発送されない場合は還元対象でなくなり、キャッシュレス還元のポイントが付与されない場合がございます。」という案内が出ていた。一方、ヤマトフィナンシャルでは6月30日23:00までに「クロネコwebコレクト」において「売上確定」になるよう商品の発送をしなければならぬと案内している。何故発送期日が異なるのですか。	弊社では「売上確定データ」（決済情報 + 送り状番号登録 + 商品の発送情報）を本事業対象とする旨で本事業事務局に申請し、本事業参加決済事業者として承認をいただきました。一方で他社様は決済情報データのみで本事業対象とする旨で、本事業事務局に申請されたため、このような違いが発生しているかと考えられます。